

やまばと山村留学に関する 契 約 書

やまばと山村留学事業の実施にあたり、児童に対し親権を負う保護者（以下「甲」という。）と校区内の家庭で、児童を受け入れ監護する者（以下「乙」という。）及びやまばと山村留学実行委員会委員長（以下「丙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

なお、本契約は相互理解と信頼を基本とし、あくまでも誠意を持って前向きに努力することから出発したものであることを前提とする。

（目的）

第1条 北山東部小学校区内に居住を希望する児童を受け入れ、地元の児童と共に健全な養育を図り、相互の教育効果を高めることを期待し、山村留学事業を円満に遂行することを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 山村留学に伴う児童の委託については、児童福祉の理念に基づき、三者が誠意を持ってこれにあたるものとする。

2 乙は、児童を家族同様に接し、深い愛情と理解をもって育み、健全なる心身を養育するため努めなければならない。

（受け入れ児童及び期間）

第3条 受け入れる児童は、小学校義務教育対象年齢児童とし、その契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1カ年とする。

（費用）

第4条 甲は、児童の委託料（食費、下宿料を含む。）として、
一人あたり月額40,000円を毎月5日までに、
年額負担金60,000円を、4月・9月の2回に分けてそれぞれの月の月末までに、
実行委員会に納入するものとする。

2 給食費、医療費、育友会費、教材費、学用品費、通信費、遊具類費、臨海・遠足・旅行の費用及び小遣いは甲の負担とする。この概算経費を前納するものとし、毎学期末に精算する。（実情により変更することがある。）

（留学の手続き等）

第5条 住居の移転、転学に対する必要な諸手続きは、乙の協力を得て甲が行うものとする。
2 学校の長期休業または特別の事情が発生した時は、児童を甲のもとに帰省させるか、
または引き取らせることができる。

(連携および責任)

第6条 甲は児童の親権者であり、本契約締結によって、児童の扶養義務のすべてを乙にゆだねるものではなく、乙が誠意を持って通常の保護を行っているなかで、次に掲げる事項等の問題が生じた場合は、乙は甲との連携を密にして対応するが、最終的な責任は甲が負うものとする。

- (1) 児童が急病あるいは事故等により、身体に異常が生じたとき、乙は直ちに医師または医療機関に診察を依頼し、その他必要な処置を取るとともに甲に連絡する。
- (2) 児童に急病等予期せざる重大な事故が発生したときは、乙は必要適切な処置を取るとともに甲に連絡する。
- (3) 児童の養育に関し、困難な問題が生じたとき、または生じる恐れがあるときは、乙は甲に連絡協議する。
- (4) 児童が、故意または不測の事故を起こしたときは、乙は甲に連絡する。
- (5) 児童が予防接種等を受ける場合の保護者の承諾については、甲の意志を確認し、乙が対応するものとする。

(契約の解消)

第7条 次の各号に該当するときは、甲、乙、丙が協議して、本契約を解消することができる。

- (1) 乙が誠意を持って善良な監護を行っているにもかかわらず、児童の不良行為等により、乙が監護を続けることが困難になったとき。
- (2) 甲が児童に必要な経費の納入を怠ったとき。
- (3) その他、本契約による必要な履行を継続しがたい事由が生じたとき。

(事故に対する措置)

第8条 不慮の事故に備えるため、必要な保険に加入することを義務づけることとし、その場合は、甲、乙、丙それぞれ応分の負担をするものとする。

(協議)

第9条 本契約に定めるものの他、必要な事項が生じたときは、児童の健全育成を前提として、甲、乙、丙が誠意を持って協議し、その解決処理を行うものとする。

(保証人)

第10条 本契約締結にあたり、甲は保証人1名を必要とし、甲が本契約の各条項の履行を怠ったときは、保証人が甲と連帯してその責を負うものとする。

本契約の証しとして、契約書4通を作成し、甲、乙、丙、甲の保証人が、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲（保護者）　　住 所

氏 名　　　　　印

保証人　　住 所

氏 名　　　　　印

留学する児童の氏名

甲との続柄　　　　　性 別 男・女

生年月日　　　　　平成　　年　　月　　日生

乙（受け入れ家庭）　住 所

氏 名　　　　　印

丙（やまばと山村留学実行委員長）

住 所

氏 名　　　　　印